

2吹田市情報公開運営審議会 会議録（第51回）

開催日 平成30年（2018年）7月17日（火曜日）
開催時間 （開会）午後2時 （閉会）午後3時
場 所 吹田市役所 高層棟7階 会議室第2
会議次第 1 平成29年度（2017年度）情報公開制度の運用状況について
2 その他
出席委員 会長 石橋 徹也 副会長 木下 智史
岩城 伸 大江 尚子 大枝 正人
相馬 孝 恒田 美月 西岡 昌佐子 廣瀬 力松
欠席委員 石橋 岳人 緒方 幹也

出席市職員 <事務局>

市民部長 高田 徳也
市民部次長（市民総務室長兼務） 森本 茂
市民部市民総務室参事 柿本 卓志
市民部市民総務室主幹 石井 裕臣
市民部市民総務室主査 福田 章宏

傍聴者 なし

第51回吹田市情報公開運営審議会

平成30年7月17日(火)

午後2時から午後3時

吹田市役所 高層棟7階 会議室第2

石橋会長 それでは只今より、第51回吹田市情報公開運営審議会を開催します。初めに傍聴人の確認をします。傍聴を希望される方はおられますか。

福田市民部市民総務室主査 傍聴は0人です。

石橋会長 それでは案件に入ります。まず第1の平成29年度(2017年度)情報公開制度の運用状況について説明をお願いします。

石井市民部市民総務室主幹 それでは、「吹田市情報公開制度の運用状況 平成29年度(2017年度)」につきまして、御説明させていただきます。

最初に運用のよりどころとなっております吹田市の「情報公開条例」につきまして、御説明をさせていただきます。

お手元の若草色したファイルを開いていただき、その3番目の見出しのインデックスで「情報公開条例 趣旨と解釈」という、黄色の表紙のものがあります。そちらをご覧ください。それを1枚めくっていただきますと「目次」がございます。

この「情報公開条例」に基づきまして、私どもは情報公開請求の事務を行っております。

ここに整理されております条例の項目から、ざっと条例の内容を見ていこうとするものですが、第1条から第4条までは、「総則」ということで総論的な位置づけの部分でございます。第1条のこの条例の「目的」についてですが1ページに「この条例は、公文書の公開を始めとする総合的な情報の公開を推進することにより、市政に関して市民の知る権利を保障するとともに、一層公正で民主的な市政の執行を図り、もって地方自治の本旨に即した市政の発展に寄与することを目的とする。」として市民の知る権利を示しております。

次に「公文書」の定義につきましては、説明が2ページの第2条にございまして、「公文書」とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真並びに電磁的記録であって、実施機関が管理しているものをいう。」としており、公文書を広く取扱っているものでございます。

目次に戻っていただき、第5条から第15条までは、公開請求の手続き部分を定めております。第16条から次のページの第25条の2までの「審査請求」は、情報公開請求がされ、時に請求者の方からその決定に御不満を持たれる場合がございます。その時に第三者的な機関として、「審査会」という外部からの学識経験者の方々の御判断をいただく別組織を設けております。

そこで、実施機関の決定は「正しかったのか」を審議していただき答申をいただく、そういう時の取決めの事項のところでございます。そして、第26条から第29条の2までは、「総合的な情報公開の推進について」の規定です。第26条では、委員の皆様の「情報

公開運営審議会」の位置づけが明記されております。

最後、「雑則」というところで、第 30 条から第 36 条までのところですが、手数料や費用負担などを定めております。手数料の徴収につきましては、吹田市では条例制定当時から、吹田市民のみに限らず「何人でも」公開請求できるものとしており、また市内の請求者には手数料無料ですが、市外の請求者に限っては、吹田市民の税金で事業運営を行っていることから手数料として、1 件につき 300 円を徴収しております。またコピー代の規定は、施行規則で料金を規定しておりまして、市内・市外の方の区別なく白黒 1 枚につき 10 円を徴収しているものであります。

そして、昨年度のこの審議会に諮問し同意をいただきました新たな手数料の導入の規定につきましては、58 ページにございます第 30 条第 2 項から第 5 項でございます。

以上が条例内容の概要となります。

次に、吹田市情報公開制度の運用状況という冊子をお願いします。この冊子は、私ども市民総務室情報公開担当での、1 年間の報告書というべきものです。

まずは表紙をめくっていただきまして 1 ページ目、第 1 情報公開制度の運用状況「1 情報公開条例について」ですが、こちらには情報公開制度の変遷を記載しており、この場での説明は割愛させていただきます。

次に、「2 公文書公開請求の状況について」です。

まず (1) の処理状況について御説明をさせていただきます。

別にごございます両面印刷 1 枚ものの資料をご覧ください。こちらの 1 ページの表とともに、ご覧いただければと思います。

平成 29 年度の請求件数は 358 件と平成 28 年度と比べて 19 件の増、率にしまして 5.6% の増となっております。利用人数は延べ 293 人で、同じく平成 28 年度と比べまして 81 人の増、率にしまして 38.2% の増となっております。

同じ 1 枚ものの資料の裏面 2 ページをご覧ください。過去 7 年度分の推移をお示したのですが、こちらの表の請求件数の欄をご覧ください。平成 24 年度が 568 件と突出して多いのですが、理由としましては、まず第 1 に「グリーンニューディール基金に係る随意契約に関連する問題」が大きく新聞等でも取り上げられ、新聞社や市民からの請求が多く、この事柄だけで請求件数が 108 件ございました。第 2 に入札制度の変更で、金入り設計書の公開請求が増え、36 件の請求がございました。第 3 に、国立循環器病研究センターの移転関係等の請求が 14 件ございました。平成 24 年度は、これら 3 つの合計でも 158 件ございまして、特に請求が急増した年度でございました。

次に請求件数が多かったのが平成 26 年度の 449 件で、こちらは、お 1 人の請求者が 144 件の請求をされたものです。

平成 29 年度は、358 件となっております。

次に 1 枚ものの資料の 1 ページ②実施機関別処理状況の表をご覧ください。公開請求を受

けました実施機関の内訳ですが、実施機関の市長に対しての公開請求が 333 件と大部分を占め、次いで教育委員会 10 件、水道事業管理者 8 件、消防長が 4 件、農業委員会が 2 件となっております。なお、選挙管理委員会が 1 件で、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、議会への請求はございませんでした。

次に、同じ表の右端の計の欄が集計分となっており、「全部公開」としたものが 83 件、「部分公開」が 176 件、「非公開」が 32 件、「公文書不存在」が 59 件、「存否応答拒否」が 2 件、「取下げ」につきましては 6 件でございました。

次に裏面の 2 ページをご覧ください。全部公開と部分公開の合計件数を、取下げを除いた公開請求件数で除した「公開率」ですが、表の右端にお示ししています。平成 29 年度は 73.6%でした。経年で見ますと平成 26 年度だけが 66.1%と低いですが、その他は 80%代ですので、平成 29 年度は、例年より若干低い公開率となっております。

次に、358 件の「分類内訳」についてでございます。冊子の 2 ページの表 1 をご覧ください。平成 29 年度は「開発、住宅建設等に関する文書」が一番多く、次いで「上・下水道に関する文書」が続いております。

次に 1 枚ものの資料 1 ページの③実施機関の担当部別処理件数の表をご覧ください。多い順に市民部 70 件、都市計画部 61 件、総務部 44 件、行政経営部 33 件、下水道部 26 件などとなっております。

次に、冊子の 3 ページの表 2 をご覧ください。(2) 部分公開・非公開とした理由ですが、部分公開で黒塗りとなった内容として、「情報公開条例第 7 条第 1 号（個人に関する情報）」があげられます。これはいわゆる個人情報とされるもので、個人の氏名・住所や個人印の印影などがほとんどのものです。これが 155 件ございました。「情報公開条例第 7 条第 2 号（法人その他の団体に関する情報）」は、法人代表者印の印影がほとんどで 94 件。あと「情報公開条例第 7 条第 3 号（意思決定過程に関する情報）」というもので、これは「公開することにより公正かつ適切な意思決定に著しい支障を及ぼしたり、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれや、特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められる」ような場合のものですが、これは 14 件でございました。次に「情報公開条例第 7 条第 4 号（事務事業執行に関する情報）」ですが、「その性質上、公開することによって市の機関等の公正かつ適切な事務事業の執行に著しい支障を及ぼす恐れがある」ような場合のものが、40 件となっております。

最後に「情報公開条例第 7 条第 5 号（法令秘となる情報）」については 6 件でございました。

非公開につきましては、市が行う契約事務に関する情報であり、その性質上、公開することにより、当該事務を実施する目的が達成できなくなり、同種の事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるためなどです。

次に「(3) 公文書不存在の状況」でございますが、「公文書不存在」と言いますのは、請求を受けた時点で求められている文書が、実施機関に存在しない場合で、1 枚ものの資料

2ページの表の決定区分の下の文書不存在の欄をご覧ください。平成29年度は59件ございました。平成28年度は46件、平成27年度は36件、平成26年度は148件でした。

次に、冊子の3ページの(3)公文書不存在の状況をご覧ください。不存在の主な理由の類型といたしましては、1つ目に「請求に係る公文書の請求に係る行為が、何もなかったことにより、当該公文書が取得又は作成されていなかったことによるもの」。これはたとえば、恐れ入りますが、横長の分厚い資料「吹田市公文書公開請求の決定内容」をご覧ください。こちらの2ページ、NO.7などがそれに当たると思われます。

2つ目に「請求に係る公文書につき、事務事業上必要ではないと判断したため、取得又は作成されていなかったことによるもの」。同じ資料の7ページ、NO.30の例などがそれに当たると思われます。

3つ目として「請求に係る公文書の保存期間が経過し、廃棄されていたことによるもの」。これは同じ資料の56ページ、NO.270の公文書の件名の3などがそれに当たります。

次に、冊子の3ページをご覧ください。(4) 諾否決定までの期間ですが、条例上の規定では請求のあった日から起算して15日以内となっており、その期間の中で公開・非公開等の決定処理を行わなければならないことになっています。平成29年度は、平均で13.5日、最長のもの35日間かかりました。先程の横長の資料37ページのNO.161、162がそれに当たります。件数としましては2件です。

延長となった理由といたしましては、対象の文書が膨大で作業に時間を要したためや、担当部署が多く調整に時間を要したため、年末年始休暇等の長期休暇を挟んだためなどで、公開決定等の判断を行うことが通常の15日間では困難であり延長処理を行わざるをえなかったものです。

また、最短で事務処理できたものは、2日間でできたもので、同じ資料の14ページのNO.49の資産税課への請求分でありました。

次に、1枚ものの資料1ページの④利用者の内訳の表をご覧ください。吹田市内が189件で142人、吹田市以外の大阪府内が110件で102人、府外が59件で49人でした。

また、個人・法人等の区分では、公開請求件数においては、「個人」のほうが、「法人」と「その他団体」の合計数よりもはるかに多かった、という事がございます。

次に、冊子の4ページをご覧ください。(6) 審査請求の状況ですが、情報公開条例における部分公開・非公開・不存在の決定等を不服とする審査請求は、平成29年度中には10件ありました。10件全部が平成30年度においても引き続き審議を継続しております。また、平成29年度中に出されました10件の審査請求内容は4ページから6ページにかけて記載しているとおりです。

次に、6ページの「3 情報提供の状況について」でございます。

情報公開担当では、情報公開条例に基づく公開請求事務及び個人情報保護条例に基づく自己情報の開示請求事務以外でも、常時「行政資料閲覧コーナー」というものを情報公開担当の室内に開設しております。各実施機関からの行政資料や冊子を配架し、広く閲覧して

いただいております、約 6,800 点という相当数のものを置かせていただいております。

特に業者の方が頻繁に見に来られます下水道・上水道・道路の情報などは、市のホームページなどインターネット上で見れるようにしてほしいとのご要望もあり、市民の利便性の向上を図る上で、今後の検討課題と考えております。

また、この行政資料閲覧コーナーでは「わかりやすい吹田の歴史」・「すいた歴史散歩」・「郷土吹田の歴史」・「吹田市統計書」などの市作成の冊子や、図書の販売も行っております。

次に、第2 審査会・運営審議会の開催状況をご覧ください。

まず、「1 吹田市情報公開・個人情報保護審査会の開催状況」についてでございますが、昨年度は、先ほどもお伝えしましたとおり、情報公開条例に関する審査請求は 10 件あり、審査会の開催した回数は 10 回でした。また、平成 28 年度以前に審査請求を受けた案件ですが、審査会から 8 件の答申を受けています。内 6 件は実施機関の決定を妥当とするものでしたが、2 件は請求人の主張を一部認め、実施機関に対して公文書不存非公開決定を取り消し、改めて公文書公開決定を行うべきとするものでした。

次に 7 ページの 2 吹田市情報公開運営審議会の開催状況についてでございますが、平成 29 年度では平成 29 年 8 月 4 日に開催をさせていただき、「平成 28 年度の情報公開制度の運用状況について」御報告をさせていただき、委員の皆様方の御意見を頂戴しました。

さらに諮問案件としまして公文書の大量請求に対応するための部分公開における手数料導入について諮問をさせていただき、答申をいただいたものでございます。本日資料としてお配りしています答申書の写しをご覧ください。

昨年度の当審議会において公文書公開請求の部分公開について新たに手数料を導入することを諮問させていただき、ご審議の上、「当審議会は、公文書の公開請求に係る実施手数料の導入について同意する。ただし制度の導入にあたっては以下の事項に留意すること。」との答申をいただきました。

留意事項といたしましては、1 つ目に「当該実施手数料制度が、情報公開制度を持続可能な制度として維持するため必要な最小限の負担を利用者に求めるものであること等、制度改正の趣旨と内容について、市民に対する丁寧な周知を行うこと。」、2 つ目として「実施手数料制度の具体的な運用にあたっては、情報公開利用への萎縮効果が生じないよう、適正な制度運営に努めること。」という 2 点について答申いただきました。

まず 1 つ目の留意事項に対しましては、市民への丁寧な周知を行うために、制度改正の趣旨と内容につきまして平成 29 年 11 月号「市報すいた」に掲載するとともに、市HPにも掲載いたしました。さらに、周知用のチラシを作成し、各出張所・公民館など市内各施設に設置し、各単一自治会にも周知用チラシを送付し回覧していただきました。また、昨年 11 月に開催されました連合自治会連絡会におきまして各連合自治会長の皆様にも丁寧な制度の趣旨と内容について御説明させていただきました。

次に 2 つ目の留意事項に対しましては、手数料導入以降、公文書公開請求があり、公開

文書が大量になり手数料をご負担いただく可能性が高い場合は、事前にその旨を請求者にお伝えし、文書を絞り込むことで手数料が掛からないようにしたり、手数料が掛かることへの了解を事前に取りするなど、円滑な制度運営を図りました。また、生活保護受給者や災害罹災者の方には免除制度を設けました。

最後に、「第3部分公開に係る手数料の導入について」でございますが、平成29年9月定例会に手数料導入に伴う条例改正案を提案いたしまして、可決され、今年の1月から施行しています。

冊子の7ページ一番下に手数料導入後の実績をお示ししています。平成29年度は1月から3月の3か月で11件、金額で9,190円の手数料を徴収いたしました。ちなみに手数料導入後、部分公開となった公文書の枚数が最も多かったのが1,103枚で、100枚を超えた1,003枚分の手数料として5,015円を徴収しました。横長の資料で言いますと56ページのN○270になります。

以上簡単ではございますが、「情報公開制度の運用状況について 平成29年度」の報告を終わらせていただきます。

石橋会長 以上説明していただきましたが、委員のみなさん御質問ご意見等があればお願いします。

なかなか意見が出ないので私から質問します。公開率があると思うのですが、どう計算しているのですか。

石井市民部市民総務室主幹 全体の請求から取り下げを引いたものを分母、公開、部分公開の合計が分子になります。

石橋会長 あまり意味がある数字とは思えなくて、部分公開でも、のり弁といわれるほとんど黒塗の場合もあるだろうし。きつい言い方になるけどまやかしになりかねない。市民の皆様意見募る時にどうかなと、思っておりまして、実際の公開の程度の率は分かりにくいもので、かえって分かりにくい数字を載せるなら消した方がよい。それよりも非公開の理由が適切かどうかという方が制度審議という枠組みの中で報告される方がいいと思っています。個人情報と法人情報は分かりやすい部分もあると思うのですが、分からないのが、事務執行情報と意思決定の部分は、非公開決定を受けるとわかったようでわからないことが結構あったりする。

情報を公開すると市役所の事業に支障をきたしますと言われても「そうですか？」みたいな話になる。もちろんまじめにやっていると思うのですが、ただこういうことが意思決定過程に関する情報なので伏せられているとか、こういうことは事務事業執行情報であって伏せているのですよみたいなことを、来年度以降は、詳細な事案を基に説明するのは難しい部分があると思うが、これについてはこういう理由で意思決定過程の情報として消しましたよと報告いただけたら、委員から意見があるかもしれないし、なければいいですし、緊張感を持ってやっていただけたらと思います。

石井市民部市民総務室主幹 具体的にどういう理由で非公開としたということですよ。

石橋会長 私もこういう業務に関わっていても、事務事業執行状況って何かと思う。一般市民ならなおさらそう思うかと。

大枝委員 確かにどうでも判断できるような情報ですね。個人情報ならわかるんですが。

石橋会長 事務事業執行に公開すると差し支えると言われるのですがね。本当なんでしょうが、それでも具体的にどんなことがと思います。

高田市民部長 昨年度の例で申し上げたら、ある方からいくつかの事業について予算編成過程の情報を全て公開してほしいという請求がございました。予算編成においては段階がたくさんあって。初めの段階では、こういったことをしたいといった抽象的な段階、平たく言えば、最初は業者の言い値でものを考えている様な段階があって、その中で、組織で検討して行って段々と事業内容が練れてくる。色々な段階の資料があるが全部出してくれると言われても出しにくい、例えば廃棄しているものもありますし、担当者と係長と課長の間で持っているものが常に一致しているわけでもありません。そうしたことから、組織で共有できているのかどうか不明瞭で、途中のものはそもそも特定しがたいといったことがあります。また最終の政策立案と過程では違う、極端に言えば、最終とは逆、ここに建設しようと思っていたものが最終別の場所になりましたとか、やらないでおこうとしたものが最終的に実施になる場合もあります。公開していきますと、市はその時点でそう考えてました、となるので、市としては中途半端な情報を公開してしまって、それをご覧になった市民の方に誤解が生じることがあると思います。そういったことから一定意思決定がされた段階の資料をいくつか公開して請求人に御理解をいただいた事例がありました。

木下副会長 ちょっとその解釈だとどうなんですかね。内容不確定だと意思決定過程だと当たり前なので、実際の要件とするとそれを公開すると事業の達成が困難になるという要件を加えて協議しないといけないと、公開の実施が不可能となり、あまりにも敏感になりすぎるといのように感じる。

高田市民部長 おっしゃるように情報公開条例では、市民等に混乱を生じさせる、そうした要素がなければ意思決定過程でも公開は可能と思います。色々な計画も素案の段階で公開するものもあり、まさにパブリックコメント等はそうのように使われているのかと思います。その点は木下副会長のおっしゃるとおりだと思います。

石橋会長 ですので条例では「公正かつ適切な意思決定に著しい支障を及ぼすおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」とあるのですよ、ですから、意思決定、事務事業執行状況の非公開事由は安易に使われがちな印象がある、混乱を生じるとして出口と入口が違ったら混乱するのは分かる気もするが、そんなの当たり前とも思うし、だからといって市民が混乱するのか、こういう過程をたどったのだねと市民が知ってそれが役に立つならいいじゃないかという発想もあるはず。それが正しいか正しくないかというよりは不当な混乱が生じるか否かで考えるべき。本当に不当に市民を混乱するのかどうか、意思決定過程だからだめだよねぐらいに簡単に考えない方がいい。決定が裁判所で覆されるほどかっこ悪いことはないので意識を常に持っている方がいい。私の知る範囲でも個人で訴

訟をされて取り消す決定も出ていました。そういうこともあってきちんとした非公開理由が必要です。裁判所は意外と厳しいので。他にありますか。

木下副会長 審査会のことで伺いたいのですけれども、一件当たりの審査会はどのくらいかかっています、

柿本市民部市民総務室参事 半年から一年ぐらいです。内容が複雑なものもありますが、件数が増えなかなか処理が追いついていない、年間の回数も限られていますので。

高田市民部長 補足しますと、1件当たりの回数はものによりますが、1件ずつ丁寧にしております。平成28年から行政不服審査法ができましたので、口頭意見陳述などの場を設けていますので、そういったこともあり審査に時間が掛かっております。

木下副会長 審査会の開催状況について平成29年度の8件の答申のうち実施機関の決定を取り消すべきとしたのが2件あって文書不存在、ということは探したけれどあったということですよ。

柿本市民部市民総務室参事 建設工事に関する協議についてという請求内容でありまして担当部署としては協議を正式な市と業者の協議と判断をしていましたが、審査会の中で、請求人の言う協議が広い意味、打ち合わせとかメモ類があれば広義の意味で文書を求めておりまして、もう一度文書を特定しろということになりました。協議の意味を広くとったため、公開となるということです。

石橋会長 現物を見てないので何とも言えないですが、メモ類も含んだのですか。いい意味でへえと思いました。すばらしい。

岩城委員 「吹田市情報公開制度の運用状況」の3ページに部分公開・非公開の理由の件数がありまして309件、部分公開・非公開の合計が200数件となっているので、理由がダブって述べの件数となっていると思うのですが非公開の理由が多いのは何ですか。

柿本市民部市民総務室参事 個人に関する情報が一番多いです。

石橋会長 他に協議することがありますか。

全員 無し。

石橋会長 以上を持ちまして情報公開運営審議会を終わりたいと思います。ありがとうございました。

以 上